

# 公拡法による届出・申出の対象(福井県の場合)

## 都市計画区域

### 市街化区域

#### 市街化区域内の土地

届出=5,000㎡以上  
申出=100㎡以上

#### 都市計画区域内の土地

届出=10,000㎡以上  
申出=100㎡以上

### 都市計画施設内の区域

(※を除く土地  
区画整理事業  
を施行する土  
地におけるも  
のを除く。)

100㎡  
以上

- ・道路区域として決定された区域
- ・都市公園を設置すべきと決定された区域
- ・河川予定地として指定された区域 等

100㎡以上

- ・新都市基盤整備事業施行区域
- ・住宅街区整備事業の施行区域

100㎡以上

- ・新たな市街地の造成を目的とする土地区  
画整理事業で県知事が指定し、公告した  
ものを施行する土地の区域※

100㎡以上

- ・生産緑地地区の区域内

100㎡以上

- ・新都市基盤整備事業施行区域
- ・住宅街区整備事業の施行区域  
(福井県内では該当区域なし)

100㎡以上

### 市街化調整区域

届出=対象外  
申出=100㎡以上